

地域登録検査機関

登録等事務の手引き

○検査機関登録等事務担当者用

○福岡県登録等事務担当者用

平成 28 年 4 月

(令和5年4月一部改正)

福岡県農林水産部水田農業振興課

目 次

1 新規登録及び登録更新

地域登録検査機関の「新規登録」及び「登録更新」時に必要な申請書類

と審査・確認における注意事項について

1 ~ 3

【申請書類等の作成例】

・(様式第1-1号) 地域登録検査機関の登録申請書	4 ~ 5
・(様式第1-2号) 地域登録検査機関の登録更新申請書	6 ~ 7
・農産物検査員の変更に係る新旧対照表	8
・農産物検査事業に係る事業計画又は収支計算書類	9
・組織図、業務に関する規程及び農産物検査業務の任務分担	10
・検査場所に関する書類	11 ~ 13
・農産物検査に必要な機械器具一覧(参考資料)	14
・農産物検査に使用できる機器(水分計、穀粒計)一覧表(参考資料)	15 ~ 16
・所有する検査機材一覧、水分計点検	17 ~ 19
・[別紙様式1]機械器具点検一覧表	20
・[別紙様式2]特定計量器点検一覧表	21
・業務規程の作成例	22 ~ <u>35</u>
・内部監査規程の作成例	<u>36</u> ~ <u>37</u>
・等級証印の取扱要領の作成例	<u>38</u>
・宣誓書	<u>39</u>
・(様式第9号-1)検査機関登録台帳の登録抹消願書:証書が返納できる	<u>40</u>
・(様式第9号-2)検査機関登録台帳の登録抹消願書:証書が返納できない	<u>41</u>
・(様式第9号-3)農産物検査員名簿抹消願書	<u>42</u>
・[参考様式]登録更新に係る添付書類の省略について	<u>43</u>
・登録検査機関の登録通知書(参考)	<u>44</u>
・紛失届(登録通知書用)	<u>45</u>
・農産物検査員証(参考)	<u>46</u>
・(様式第8号)再交付願(紛失届)	<u>47</u>

2 変更登録

地域登録検査機関の「変更登録」時に必要な申請書類

と審査・確認における注意事項について

48～49

【申請書類等の作成例】

- ・(様式第1－3号) 地域登録検査機関の変更登録申請書

50～51

3 業務休止及び業務廃止

地域登録検査機関の「業務休止」及び「業務廃止」時に必要な申請書類

と審査・確認における注意事項について

52～53

【申請書類等の作成例】

- ・(様式第3号) 地域登録検査機関業務休止(廃止)届出書：休止の場合
- ・(様式第3号) 地域登録検査機関業務休止(廃止)届出書：廃止の場合

54

55

4 登録事項変更

地域登録検査機関の「登録事項変更」時に必要な申請書類

と審査・確認における注意事項について

56

【申請書類等の作成例】

- ・(様式第2号) 登録事項変更届出書：名称、所在地、代表者の変更
- ・(様式第2号) 登録事項変更届出書：農産物検査員の変更

57

58

5 業務規程変更

地域登録検査機関の「業務規程変更」時に必要な届出書類

と審査・確認における注意事項について

59

【申請書類等の作成例】

- ・業務規程変更届出書
- ・業務規程変更に係る新旧対照表

60

61

6 その他

その他

62

【水稻うるち玄米DNA分析実施規程等の作成例】

- ・水稻うるち玄米DNA分析実施規程
- ・DNA分析同意書
- ・DNA分析管理簿

63

64

65

1 新規登録・登録更新

地域検査機関の「新規登録」及び「登録更新」時に必要な申請書類 と審査・確認における注意事項について

1 申請書類

- (1) 新規登録：地域登録検査機関の登録申請書
　　● P4, 5 参照
　　様式第1-1号（第1面、第2面の1）
- (2) 登録更新：地域登録検査機関の登録更新申請書
　　● P6, 7 参照
　　様式第1-2号（第1面、第2面の1）

【注意事項】

- ア 申請に使用する様式は、福岡県農産物検査機関の登録等に関する事務要領に定められた様式とする。
- イ 様式中、登録の区分の「成分検査」の語句については、必要に応じて二重線で抹消又は項目自体を記載しない。
- ウ 登録更新と併せて、農産物検査員を変更（追加、抹消及び農産物の種類等）する場合は、登録事項変更届出書（様式第2号）の提出は必要としない。
　　なお、変更内容がわかるよう別表として農産物検査員の新旧対照表（変更前、変更後：変更箇所に下線）を整理して提出する。 ● P8 参照

2 添付書類

【注意事項】

新規登録と登録更新の際に添付する書類は、基本的に同じである。

- (1) 定款
(2) 登記事項証明書（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書など）

【注意事項】

各証明書について、直近の証明書とする。（一般的に3ヶ月以内に取得したもの）

- (3) 役員の氏名及び住所を記載した書類
(4) 決算に係る書類（申請日の属する事業年度の前事業年度）
　　貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

【注意事項】

決算に係る書類において、赤字が確認された場合、農産物検査法第17条第2項第3号にある「農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること」の要件に適合しないこととなる。

そのため、赤字分について、金融機関等（個人資産含む。）からの資金調達能力を示す書類等の添付が必要となる。なお、一時的に赤字決算となっている場合は、その理由を書類（申立書、理由書等）により提出し内容を確認することとし、提出されない場合、登録又は更新ができないこととなる。

- (5) 農産物検査事業にかかる事業計画又は収支計算に関する書類
　　● P9 参照
　　（申請日の属する事業年度及び翌事業年度：2期分）

【注意事項】

農産物検査に係る事業運営、検査計画及び収支とし、検査見込みがない場合は事業として成立しないことから登録できることとなる。

ただし、収支に関して、検査事業のみで赤字となっても法人全体で勘案する。

- (6) 申請者の組織（組織図）
　　業務の執行に関する規程
　　農産物検査業務の任務分担に関する規程
　　● P10 参照

- (7) 農産物検査員と申請者の関係を証明する書類（職員証明、雇用証明など）
- (8) 検査場所（年間を通じて検査を行う場所に限る。以下同じ。）に関する書類
 - ア 所在地の地図
 - イ 見取図
 - ウ 検査場所の写真（全体・内部）
 - エ 検査場所の所有を証明する書類

【注意事項】

上記、ア～エは、すべての検査場所分を必要とする。

なお、検査場所の所有を証明する書類として、自己所有であれば「申請者の長が署名した検査場所を所有している旨を記載した書類等」とし、自己所有でない場合は「所有者との賃貸借契約書等（利用承諾書）」とする。

● P11～13 参照

- (9) 農産物検査に必要な機械器具の写真（画像）

【注意事項】

ア 農産物検査法施行規則別表第1（第16条）に規定された機械器具について、登録を予定する農産物の種類の機械器具を有しているか確認する。 ● P14 参照

イ 農産物検査で使用できる機器（水分計、穀粒計、穀粒判別機）は、機器メーカー及び機器（型番）により検査できる農産物の種類が決められていることから、登録を予定する農産物の種類の機器であるか確認する。 ● P15, 16 参照

ウ 所有する機械器具ごと1セット分の写真を添付する。 ● P17, 18 参照

エ 上記ウのうち、電気式水分、電気式穀粒計、穀粒判別機は、申請年月日から過去1年の間にメーカー点検を実施したことが確認できる写真を、使用する全台分を添付する。

ただし、別紙様式1により点検状況を整理した場合は、1台（機種別）の写真の添付で可能とする。 ● P19, 20 参照

オ 上記ウのうち、はかり（計量法（平成4年法律第51号）に規定する特定計量器）は、申請年月日から過去2年の間に点検を実施したことが確認できる写真を、使用する全台分を添付する。

ただし、別紙様式2により点検状況等を整理した場合は、1台分の写真の添付で可能とする。 ● P21 参照

- (10) 登録手数料（福岡県農林水産関係手数料条例）

ア 新規登録：福岡県領収証紙（15万円）

イ 登録更新：福岡県領収証紙（1万100円）

登録手数料は福岡県領収証紙により納める。この際は、台紙等に貼付しないこと。

- (11) その他

ア 業務規程 ● P22～35 参照

イ 内部監査規程 ● P36, 37 参照

ウ 等級証印の取扱要領 ● P38 参照

エ 宣誓書 ● P39 参照

【注意事項】

新規登録の場合は、所属する農産物検査員の全員分を提出する。

また、登録更新において、農産物検査員を追加する場合は、追加する農産物検査員の宣誓書を提出する。

オ 検査機関登録台帳の登録抹消願書（様式第9号-1、9号-2）

・農産物検査員証が返納できる場合 ● P40 参照

・農産物検査員証が返納できない場合 ● P41 参照

【注意事項】

登録更新において、検査機関登録台帳から農産物検査員を抹消する場合に提出する。

カ 農産物検査員名簿抹消願書（様式第9号-3）

● P42 参照

【注意事項】

農産物検査員が農産物検査員名簿（大臣名簿）から抹消を希望する場合に提出する。

3 登録更新の留意事項

（1）登録更新に係る書類の簡素化について

過去（新規登録時、登録更新時等）に提出した申請書類等に変更がない場合は、その旨記した書面を添付することで、当該申請書類の添付を省略することができる。

※省略が可能な書類

定款、役員の氏名及び住所を記載した書類、申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類、検査場所に関する書類、その他（業務規程等）

【注意事項】

ア 過去に提出した書類から一部分でも変更があれば、当該書類は省略できない。

イ 様式は問わないが、省略を行った書類の名称を一覧にして提出する。

● P 43 参照

4 登録更新に当たり返納する書類

ア 登録検査機関の登録通知書

● P 44 参照

【注意事項】

登録更新において、前回（新規登録、登録更新、変更登録）交付された「登録通知書」を返納する。なお、返納できない場合は、紛失届を提出する。

● P 45 参照

イ 農産物検査員証

● P 46 参照

【注意事項】

登録更新において、農産物検査員を抹消する場合及び農産物検査員の検査を行う種類を変更する場合は返納する。

なお、農産物検査員証が返納できない場合は、様式第8号により再交付願（紛失届）を提出する。

● P 47 参照

地域登録検査機関の登録申請書

年　月　日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県△△市○○1-2-3
 名 称 ×○×○検査協会株式会社
 代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称	×○×○検査協会株式会社			登記上の法人名を記載する。
	名 称	所 在 地	電 話 番 号	
主たる事務所	×○×○検査 協会株式会社	福岡県△△市○○1-2-3	000-000-0000	登記簿に記載された主たる事務所を記載する。
従たる事務所	×○×○検査協 会株式会社△△ 支店	福岡県▲▲市●●5-6	000-000-0000	主たる事務所以外の事務所であって、農産物検査を行う場所（検査場所）を管轄し、検査 請求の受付、帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所がある場合は記載する。 名称は、組織規程等に記載された支店、部、出張所等の名称を記載する。
登録の区分	品 位 等 檢 査			
農産物の種類	国内産 (もみ・玄米)	国内産又は外国産の別及び農産物の種類を記載（もみ・玄米・精米・小麦・ 大麦・はだか麦・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉） ※飼料用米限定であっても、「もみ」「玄米」と記載する。		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無				
無				
備 考	農産物検査で略称を使用する場合は「×○×○検査協会」を使用 農産物検査において、検査証明等に略称を使用する場合はその旨を記載する。			

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
福岡県	米穀 米穀	有・無 有・無	100トン・100トン 100トン・50トン
<p>農産物検査を行おうとする区域は、県名を記載。種類は、米穀・麦類・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉の別に記載。包装の有無は、紙袋「有」、ばら「無」と記載（フレコンは「ばら」）。検査見込数量はトン換算で記載。</p>			
<p>農産物検査員</p> <p style="text-align: center;">別紙で整理して添付も可</p>			
氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○ △△ △△	福岡県△△市○○1-2-3 福岡県▲▲市○○5-1	国内産（もみ、玄米） 国内産（もみ、玄米）	福岡県 福岡県
<p>検査を行う農産物の種類は、国内産又は外国産の別及び農産物の種類を記載（もみ・玄米・精米・小麦・大麦・はだか麦・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉）※飼料用限定であれば、もみ（飼料用もみ）・玄米（飼料用玄米）と記載する。</p>			
<p>機械器具その他の設備の整備状況</p> <p style="text-align: center;">別紙で整理して添付も可</p>			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
×○×○検査会株式会社 ○○倉庫	穀刺（紙袋用） 穀刺（フレコン用） カルトン はかり ペーレスト 電気水分計	2 1 20 2 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有
<p>農産物検査を行う種類によって、整備する器具器材が異なるので注意する。 「農産物検査に必要な器具器材一覧」を参照</p>			
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		
福岡県	×○×○検査協会株式会社 ×○×○検査協会株式会社◇◇支店		

地域登録検査機関の登録更新申請書

年　月　日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県△△市○○1-2-3
名 称 ×○×○検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称	×○×○検査協会株式会社 登記上の法人名を記載する。		
主たる事務所	名 称	所 在 地	電話番号
	×○×○検査 協会株式会社	福岡県△△市○○1-2-3	000-000-0000
従たる事務所	×○×○検査協 会株式会社△△ 支店	福岡県▲▲市●●5-6	000-000-0000
登録の区分	品 位 等 檢 査 国内産又は外国産の別及び農産物の種類を記載（もみ・玄米・精米・小麦・大麦・はだか麦・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉） ※飼料用限定であっても、「もみ」「玄米」と記載する。		
農産物の種類	国内産 (もみ・玄米)		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
無			
備 考	農産物検査で略称を使用する場合は「×○×○検査協会」を使用 農産物検査において、検査証明等に略称を使用する場合はその旨を記載する。		

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
福岡県	米穀	有・無	100トン・100トン
	米穀	有・無	100トン・50トン
農産物検査を行おうとする区域は、県名を記載。種類は、米穀・麦類・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉の別に記載。包装の有無は、紙袋ー「有」、ばらー「無」と記載（フレコンは「ばら」）。検査見込数量はトン換算で記載。			
農産物検査員			
氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○ △△ △△	福岡県▲▲市○○1-2-3 福岡県▲▲市○○5-1	国内産（もみ、玄米） 国内産（もみ、玄米）	福岡県 福岡県
検査を行う農産物の種類は、国内産又は外国産の別及び農産物の種類を記載（もみ・玄米・精米・小麦・大麦・はだか麦・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉）※飼料用米限定であれば、もみ（飼料用もみ）・玄米（飼料用玄米）と記載する。			
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
×○×○検査会株式会社 ○○倉庫	穀刺（紙袋用） 穀刺（フレコン用） カルトン はかり パーレスト ライスタm2	2 1 20 2 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有
農産物検査を行う種類によって、整備する器具器材が異なるので注意する。 「農産物検査に必要な器具器材一覧」を参照			
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		
福岡県	×○×○検査協会株式会社 ×○×○検査協会株式会社◇◇支店		

【参考様式】登録事項変更（農産物検査員の追加）：新旧対照表

別表

農産物検査員の変更（新旧対照表）

変更前

氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○ △△ △△	福岡県○○市○○1-2-3 福岡県○○市○○2-1-3	国内産 (もみ・玄米)	福岡県 福岡県

変更後

氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○ △△ △△ <u>●● ●●</u>	福岡県○○市○○1-2-3 福岡県○○市○○2-1-3 <u>福岡県●●市△△3-2-1</u>	国内産 (もみ・玄米)	福岡県 福岡県 福岡県

変更点：農産物検査員の追加（1名）

【参考様式】登録事項変更（農産物検査員の抹消）：新旧対照表

別表

農産物検査員の変更（新旧対照表）

変更前

氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○ △△ △△	福岡県○○市○○1-2-3 福岡県○○市○○2-1-3	国内産 (もみ・玄米)	福岡県 福岡県

変更後

氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○	福岡県○○市東区○○1-2-3	国内産 (もみ・玄米)	福岡県

変更点：農産物検査員の抹消（1名）

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査業務に係る事業及び収支計画

登録検査機関の登録申請（登録更新・変更登録）に当たり、農産物検査業務に係る事業及び収支等の計画について、下記のとおり運営します。

記

1 事業計画（ ○年度及び ○年度）

農産物検査法に基づく登録検査機関として、米穀（もみ・玄米）、麦類（小麦・大麦・はだか麦）及び大豆の検査を実施することとする。

また、農産物検査を行うことにより、農産物の付加価値を付け、円滑な取引とその品質の改善を助長し、併せて当機関の取引業者を増やし、業績向上を図るとともに公正・公平な立場で円滑な検査事業を運営することとする。

2 検査見込数量及び収支計画（ ○年度及び ○年度）

（1）検査見込数量

年 度	農産物の種類	検査見込数量	合 計
○年度	米 穀	○○○ トン	○○○ トン
	麦 類	○○○ トン	
	大 豆	○○ トン	
○年度	米 穀	○○○ トン	○○○ トン
	麦 類	○○○ トン	
	大 豆	○○ トン	

（2）収支計画

ア ○○年度

収 支	品 目	金 額	合計金額
収 入	米穀（手数料）		
	麦類（手数料）		
	大豆（手数料）		
支 出	検査器材費用		
	検査員手当等		
支 出	通信・印刷費		
	雑費等		
収 支			○○○,○○○円

イ ○○年度

収 支	品 目	金 額	合計金額
収 入	米穀（手数料）		
	麦類（手数料）		
	大豆（手数料）		
支 出	検査器材費用		
	検査員手当等		
支 出	通信・印刷費		
	雑費等		
収 支			○○○,○○○円

組織規程（体制）及び業務内容等

×○×○検査協会株式会社

部 門	業務内容	担当者等
○総務部門	総務、経理事務	
○集荷部門	農産物の集荷（買入）	
○加工部門	農産物の加工（とう精）等	
○販売部門	農産物（資材）等の販売	
○検査部門	登録検査機関としての検査事務	農産物検査員

農産物検査業務に係る任務分担

農産物検査業務に関すること	代表者	農産物検査員	事務補助者
農産物業務規程の設定・改廃	○		
農産物検査員の任命	○		
農産物検査員の研修	○		
農産物検査の請求処理	○	○	
農産物の受入受検		○	
農産物検査結果の通知		○	
農産物検査関係事務		○	○
農産物検査関係書類の管理		○	○
登録検査機関の登録等事務	○	○	
上記以外の検査関係事項	○	○	

注) 農産物検査員は、職務上、公平な立場にあり、他の事業部門からの影響を受けないことをとする。

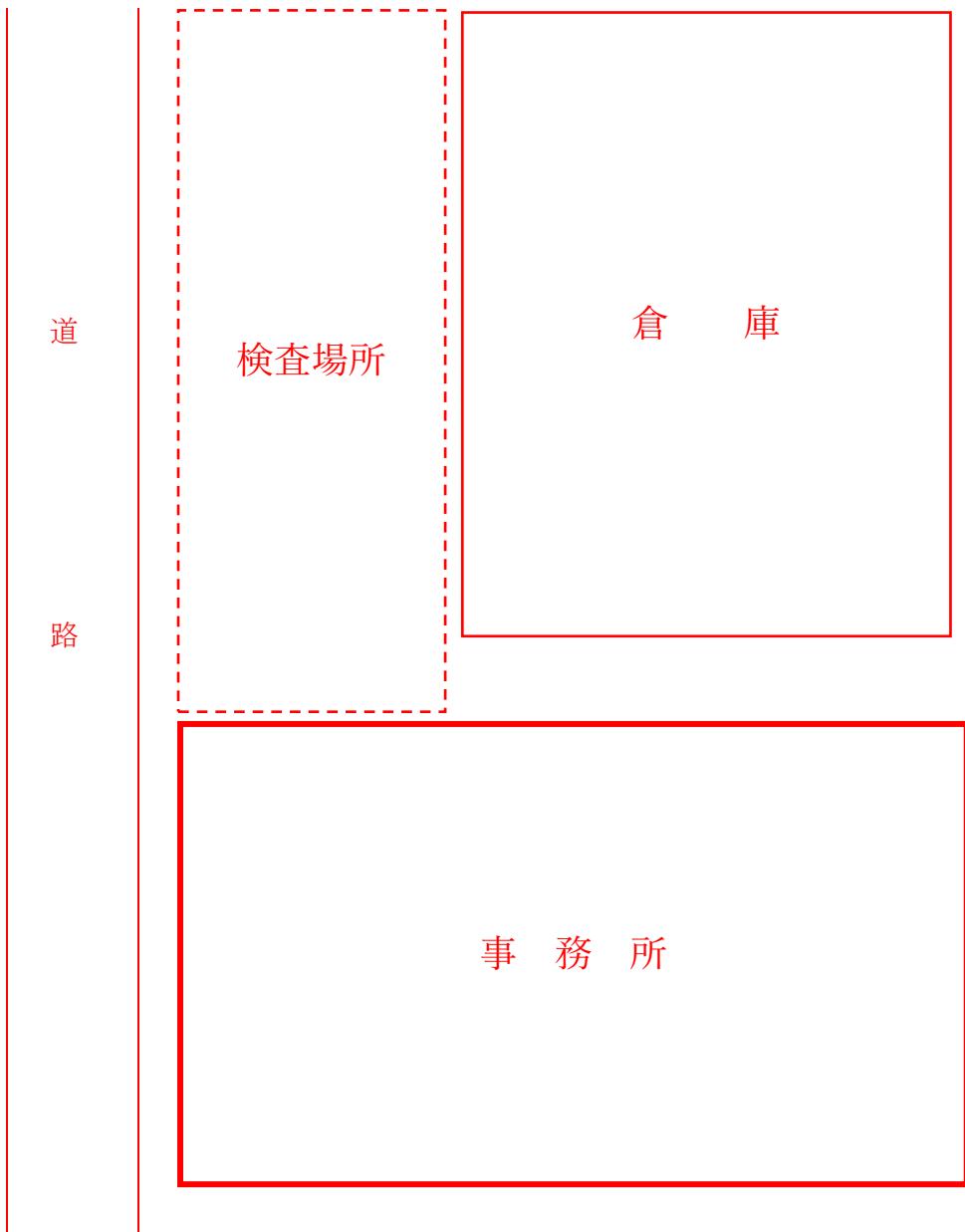
【参考様式】

検査場所名	
×○×○検査協会株式会社 ○○倉庫前	
所在地	
福岡県△△市○区○○○1111-1	
所有者	
当該検査場所は、×○×○検査協会株式会社が所有することを証明する。	
○年○月○日	
×○×○検査協会株式会社	
代表取締役 ○○ ○○	

農産物検査場所	
全景	
写真	
内部	
写真	

【参考様式】

検査場所見取図



別表として、検査場所の広域地図（ヤフーやグーグル地図）を添付する。

(参考様式)

検査場所利用申請書

○年○月○日

有限会社〇〇農産
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

登録検査機関名 ×〇×〇検査協会株式会社
代 表 取 締 役 〇〇 〇〇

記

国内産農産物の検査に当たり、下記の検査場所の使用について承諾願います。

検査場所名 : 有限会社〇〇農産倉庫前

検査場所所在地 : 福岡県〇〇市〇〇555-5

検査場所利用承諾書

○年○月○日

×〇×〇検査協会株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴殿から申請のあった国内産農産物検査場所の使用について承諾します。

住 所 福岡県〇〇市〇〇〇666-6
名 称 有限会社〇〇農産
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

農産物検査を行う種類	機械器具その他の設備								
	穀刺	カルトン	恒温器 注) 1	はかり 注) 2	ふるい	試験用 もみす り機	小型試 験用と う精機	電気式 水分計	穀粒 容積重 計注) 3
もみ	○	○	○	○		○	○	○	
玄米	○	○		○			○	○	
麦類	○	○	○	○	○			○	○
大豆	○	○	○	○	○			○	
そば	○	○	○	○	○			○	○

※ 農産物検査を行う種類で「もみ」及び「玄米」で飼料用に限る場合の必要な機材は、穀刺、カルトン、はかり及び電気式水分計となる。

注：1 恒温器は、ビール大麦の検査を行う場合を除いて、種子の検査を行わない場合や種子検査のうち、発芽率を生産等基準に適合することを証する書類により行う場合は必要ない。

注) 2 「はかり」とは、農産物規格規定に基づく量目の測定に使用する計量器を言う。

注) 3 穀粒容積重計とは、ブラウエル穀粒計及び農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）に基づき、農産物検査に使用する機器として仕様が確認されている電気式穀粒計とする。

(参考資料)

農産物検査に関する基本要領(平成21年5月29日付付21総食第213号総合食料局長通知)に基づき、農産物検査に使用する機器として仕様が確認されているもの。

令和2年6月29日現在

1 電気水分計

機器メーカー	機種名	対象種類	
株式会社エヌエスピー	アクアマティック5200(Aquamatic5200) アクアマティック5800(Aquamatic5800)	【国内産】 玄米、小麦	
株式会社ケツト科学研究所	ライスター(m, m2, f, f2) PB-1D2 PB-1DS SP-1D2 PB-1D3 ライスターfb ライスターfb2 ライスターm5 ライスターf5 PB-3011 PB-3111	【国内産】 もみ、玄米、精米	
	SP-1D3	【国内産】 玄米、精米	
	PM-830-2	【国内産】 小麦、大麦、裸麦 大豆、小豆、いんげん、そば	
	PM-630	【国内産】 そば	
	PM-631	【国内産】 そば	
	PM-640	【国内産】 もみ、玄米、精米、そば	
	PM-670	【国内産】 もみ、玄米、精米、小麦、大麦、 裸麦、大豆、小豆、いんげん、 そば、だったんそば	
	PM-670-2	【国内産】 もみ、玄米、精米、小麦、大麦、 裸麦、大豆、小豆、いんげん、 そば、だったんそば	
	ライスターJ6-2 ライスターf6 PB-3009	【外国産】 玄米、精米	
	CD-5	【国内産】 もみ、玄米、精米	
	CD-6	【国内産】 玄米、精米、小麦	
	フォス・ジャパン株式会社	DICKEY-john GAC2500-C	【国内産】 玄米、精米、小麦

2-1 近赤外分析計(水分)

機器メーカー	機種名	対象種類
株式会社エヌエスピー	インフラマティック9500(Inframatic9500) インフラマティック8800(Inframatic8800)	【国内産】 玄米、小麦
静岡製機株式会社	SGE-5000 SGE-3700W	【国内産】 小麦
日本ピュッフィ株式会社	NIRFlex N-500 NIR-Online ProxiMate	【外国産】 小麦
フォス・ジャパン株式会社	インフラテック1241(Infratec1241) インフラテック NOVA(infratec NOVA) インフラテック(Infratec) インフラテック Sofia(Infratec Sofia)	【国内産】 玄米、精米、小麦 【国内産】 玄米、精米

2-1 近赤外分析計(たんぱく質)

機器メーカー	機種名	対象種類
株式会社エヌエスピー	インフラマティック9500(Inframatic9500) インフラマティック8800(Inframatic8800)	【国内産】 玄米、精米、小麦 【外国産】 小麦
株式会社サタケ	RLTA10A RLTA10B RLTA10C	【国内産】 玄米
静岡製機株式会社	SGE-3000 SGE-3300W SGE-4000 SGE-5000 SRE SRE-W BR-5000 SGE-5000 SGE-3700W	【国内産】 玄米 【国内産】 小麦
日本ピュッフィ株式会社	NIRFlex N-500 NIR-Online ProxiMate	【外国産】 小麦

フォス・ジャパン株式会社	インフラテック1241(Infratec1241)	【国内産】 玄米、精米、小麦 【外国産】 小麦
	インフラテック NOVA(Infratec NOVA)	
	インフラテック (Infratec)	
	インフラテック Sofia (Infratec Sofia)	【国内産】 玄米、精米

3 電気式穀粒計(容積重)

機器メーカー	機種名	対象種類
株式会社エヌエスピー	インフラマティック9500容積重モジュール付属 (Inframatic 9500 容積重モジュール付属)	【国内産】 小麦
	アクアマティック5200(Aquamatic5200)	
	アクアマティック5800(Aquamatic5800)	
株式会社ケツト科学研究所	PM-830-2	【国内産】 小麦、大麦、裸麦
	PM-630	【国内産】 そば
	PM-631	
	PM-640	
	PM-670	
	PM-640-2	【国内産】 小麦、大麦、裸麦、そば、
	PM-670-2	【国内産】 小麦、大麦、裸麦、そば、 【外国産】 小麦、大麦
フォス・ジャパン株式会社	インフラテック1241容積重モジュール付属 (Infratec 1241容積重モジュール付属)	【国内産】 小麦
	インフラテック NOVA容積重モジュール付属 (Infratec NOVA 容積重モジュール付属)	
	インフラテック容積重モジュール付属 (Infratec 容積重モジュール付属)	
	DICKEY-john GAC2500-INTL	

4 穀粒判別器

機器メーカー	機種名	対象種類
株式会社ケツト化学研究所	・機種名:「RN-700」 ・設定「農産物検査」	【規格項目】 死米、着色粒 【被害粒等計の判定を行う際の参考として活用可能な項目】胴割粒、碎粒
株式会社サタケ	・機種名:「RGQI100A」 ・設定「農検モード」	【規格項目】 死米、着色粒
	・機種名「RGQI100A_MODIFIED RGQI90A」 ・設定「農検モード」	【被害粒等計の判定を行う際の参考として活用可能な項目】胴割粒、碎粒
静岡製機株式会社	・機種名:「ES-5」 ・設定「農産物検査モード」	【規格項目】 死米、着色粒 【被害粒等計の判定を行う際の参考として活用可能な項目】胴割粒、碎粒

※機器メーカーは、五十音順

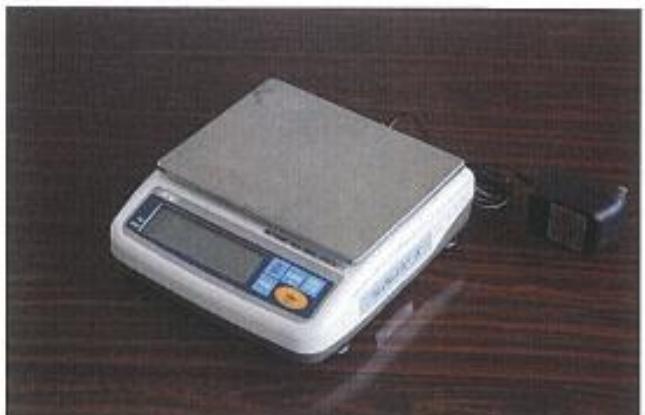
※穀粒判別器により農産物検査を行う場合は、機種名等欄の仕様に記載する測定モードを使用すること。

検査器具(写真)

①穀刺し



②デジタルはかり



③水分計



④麦・大豆水分計



⑤カルトン(黒・白)



⑥大豆用カルトン



⑦ふるい



⑧大豆用ふるい



検査器具(写真)

⑨小型試験用とう精機



⑩鑑定用鏡板



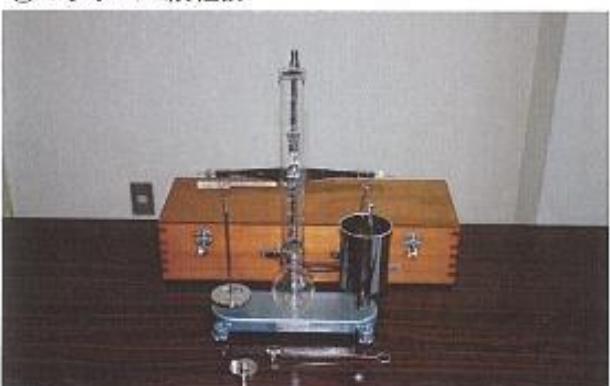
⑪フレコン刺し



⑫穀粒透視器(簡易式)



⑬プラウェル穀粒計



⑭等級印



⑮普通台はかり



⑯フレコン用台はかり



水分計 ライスタm2 (平成23年7月20日検査済み)



別紙様式1：記載例

福岡県知事 殿

〇年〇月〇日

住 所 福岡県〇〇市〇〇1-2-3
 称 ×〇×〇検査協会株式会社
 表 挙 者 代 表 取締役 〇〇 〇〇

登録検査機関の（登録・登録更新・変更登録）にあたり、当検査機関が農産物検査に使用する機械器具は、以下のとおり点検を実施しています。

〇年〇月〇日現在

型式名	点検月日等					合計台数 注)2
	点検月日 注)1	台数	点検月日	台数	点検月日	
ライスタm	〇年〇月〇日	1	〇年〇月〇日	7		8
ライスタf2	〇年〇月〇日	8				8
PB-1D2	〇年〇月〇日	1				1
PM-830-2	〇年〇月〇日	1	〇年〇月〇日	1		2

注)1 点検月日は申請年月日から過去1年の間にメーカー点検を実施したこと。

注)2 合計台数は申請書第2面の1の機械器具の台数と一致していること。

別紙様式2：記載例

福岡県知事 殿

〇年〇月〇日

所 福岡県〇〇市〇〇1-2-3
 称 ×〇×〇検査協会株式会社
 代 表 著者名 代表取締役 〇〇 〇〇

登録検査機関の（登録・登録更新・変更登録）にあたり、当検査機関が農産物検査に使用する計量法に規定する特定計量器は、以下のとおりです。

〇年〇月〇日現在

検査場所名 注)1	はかりの種類	台数	計量法の点検月日 注)2	備考 注)3
〇〇集荷所	普通台はかり	1	〇年〇月	
〇〇CE	フレコン用台はかり	1	〇年〇月	
〇〇倉庫	普通台はかり	2	〇年〇月	
〇〇商店前	普通台はかり			〇〇CE分を使用
計		5		

注1)検査場所名は業務規程で届け出た検査場所全てを記載する。

注2)計量法の点検月日は、申請年月日から過去2年の間に計量法で定める計量器の検定を受けていることが確認できること。

注3)計量器が検査場所に所在しない場合は、他の検査場所から持ち込むことを備考欄に記載する。

様式例第1号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p style="text-align: center;">農産物検査業務規程 (登録検査機関名)</p>	
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	
<p>(総 則)</p> <p>第1条 ○○○○○○○○○○（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(総 則)</p> <p>1 農産物検査業務規程が適用される範囲を示していること。 2 他の業務を兼業している場合は、それとの区別が明確になっていること。</p>
<p>(農産物検査の方針)</p> <p>第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。 三 農産物検査の客觀性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。 	<p>(農産物検査の方針)</p> <p>1 活動のよりどころとなるものであること。 2 農産物検査に従事する者が具体的行動をイメージしやすいものであること。</p>
<p>(法的地位及び責任)</p> <p>第3条 本会は、定款（寄附行為）の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。</p>	<p>(法的地位及び責任)</p> <p>1 組織及び権限の法的根拠を明確にしていること。 2 登録検査機関としての責任の範囲を明確にしていること。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 農産物検査を行う時間及び休日</p>	
<p>(始業及び終業時刻)</p> <p>第4条 農産物検査を行う時間は、○時○○分から○○時○○分までとする。（休憩時間は○○時○○分から○○時○○分まで）</p> <p>2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。</p>	<p>(始業及び終業時刻)</p> <p>営業時間の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。</p>
<p>(休日)</p> <p>第5条 休日は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土曜日及び日曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 三 12月29日から翌年1月3日まで 四 その他○○が特に必要と認めた日 <p>2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。</p>	<p>(休日)</p> <p>休日の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等</p>	
(農産物検査を行う農産物の種類)	(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本会は、〇〇、〇〇及び〇〇について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本会は、法第2条第3項(第4項)の品位等(成分)検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 本会が品位等検査を行う区域は、〇〇とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所(以下「検査場所」という。)を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員(以下「農産物検査員」という。)の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所 名称	所在地	検査場所		農産物 検査員数
		名称	所在地	
				〇名以上 〇名以上 〇名以上 〇名以上

農産物検査を行う農産物の種類の範囲を明確にしていること。

(農産物検査の登録の区分)

- 農産物検査の登録の区分を明確にしていること。
- 品位等検査と成分検査の両方を行う場合には、それが明確になっていること。

(農産物検査を行う区域)

品位等検査に係る農産物検査を行う区域は、都道府県名とし、営業範囲を明確にしていること。

(農産物検査の請求の受付場所)

- 農産物検査の請求の受付場所を明確にしていること。
- 農産物検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。
- 成分検査を行う登録検査機関が、他の登録検査機関に検査請求の受付の事務を委託する場合は、当該委託先の農産物検査の請求の受付場所を記載する。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

- 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。)は、法第17条第5項に定める区域ごとに行なえるようになっていること。
- 検査場所(受検品の持込み先)を明確にしていること。
- 当該検査場所において、農産物検査を適正かつ円滑に行い、検査した農産物が円滑に流通し得るものであること。
- 各事務所が管轄する検査場所は、当該事務所の管轄区域と照らして適切であること。
- 成分検査にあっては、事務所欄を省略して差し支えない。
- 成分検査にあっては、検査場所欄に測定所を記載し、農産物検査員数欄は、測定所別の農産物検査員数を記載すること。
- 成分検査にあっては、試料採取場所を設定し、受検品の持込先を明確にすること。
- 農産物検査員の配置が、農産物検査の実施見込数量、1人当たりの検査可能数量等に照らして適正であること。

第4章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

一 検査試料の採取業務

二 量目に係る検査における計量業務

三 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。)第10条第3項の検査証明の押印業務

(農産物検査を行う者)

- 農産物検査は農産物検査員が行うものであることを明確にしていること。
- 補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。

(農産物検査の請求の受理)

- 第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。
- 2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行なう場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。
- 3 本会は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。
- 4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、〇年間保存するものとする。

(農産物検査の受付の条件)

- 第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあっては、〇〇キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。
- 一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合
- 二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合
- 三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合
- 2 「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次（別表〇）のとおりとする。

(水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米)

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

(水稻もちもみ及び水稻もち玄米)

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

(醸造用玄米)

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、〇〇県知事に報告するものとする。

(農産物検査の請求の受理)

- 1 検査請求者によって差別を行っていないこと。
- 2 検査請求書の確認を行い、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 検査請求者が受検を希望する農産物検査の内容を明らかにしていること。
 - (2) 代理人による検査請求が、検査請求者の委任に基づくものであること。
- 3 検査請求書が必要な期間（3年程度）適正に保存されること。
- 4 検査請求受付簿が必要ない場合は、検査請求受付簿に係る記載を削除すること。

(品位等検査の受付の条件)

- 1 品位等検査の受付の条件を付す場合は、品位等検査を円滑かつ効率的に行なう観点から設定されたものであること。
- 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。

(産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件)

- 1 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する選択銘柄を記載すること。
- 2 米（「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」、「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」、「醸造用玄米」）麦（「普通小麦」、「普通小粒大麦」、「普通大粒大麦」、「普通はだか麦」）、大豆（「大粒大豆及び中粒大豆」、「小粒大豆及び極小粒大豆」）そば別に記載すること。
- 3 選択銘柄については、ホームページに掲載する等関係者が隨時縦覧できるよう必要な措置を講じること。
- 4 ホームページの掲載等に当たっては、当該選択銘柄の初検査実施見込み時期の約1か月前に掲載し、関係者に周知することに努めること。
- 5 登録検査機関の区域に居住する生産者が隣接する都府県において農産物を生産した場合の銘柄検査に限って、登録検査機関が当該隣接都府県を検査の区域として、検査が行える農産物検査員がいることを前提に、必要と判断した場合、検査を行う隣接府県の銘柄を記載すること。

【例】 登録検査機関住所：〇〇県、隣接：△△県

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

	△△県	△△△
	※ △△県の銘柄の検査は、○○県に居住する生産者が生産した農産物に限る。	
	6 「次」を「別表○」とすることで、農産物検査業務規程の本文と別記することが可能とする。	
	(受検のための準備)	
第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。	1 請求者に対する要求が、検査を円滑かつ効率的に行う観点から妥当なものであること。 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。	
一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等） 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等 三 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載		
(成分検査業務の委託)	(成分検査業務の委託)	
第15条 本会は、法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち次に掲げる業務を他の登録検査機関に委託することができるものとし、当該委託する業務については、本会が示す準則に基づき行わるものとする。	1 成分検査を行う登録検査機関にあっては、成分検査に関する業務の委託範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者は受託者に対して示す準則に基づき行わせることを規定していること。 2 成分検査に関する業務を受託する登録検査機関にあっては、受託して行う業務の範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者が示す準則に基づき当該業務を行うことを規定していること。	
一 成分検査の請求の受付 二 検査手数料の徴収 三 検査試料の採取、検査証明の業務及び試料の送付 四 検査証明書の交付		
(検査試料の採取)	(検査試料の採取)	
第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。	1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。 2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。 3 農産物検査法施行規則に基づき標準抽出方法を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示。以下「標準抽出方法を定める告示」という。）第一の一の（三）及び二の（二）に定められた大規模乾燥調製貯蔵施設等における試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口についての簡素化された抽出方法（以下「簡素化された抽出方法」）によるサンプリングの実施方法について規定していること。	
[外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合] 2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。 3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。	(3-1 判断する基準について) ① 農林水産省ホームページに掲載されている「均一性チェックシート」等を用い、二項分布で算出された着色粒の混入確率と穀粒判別器の着色粒の測定値を比較し、均一であること。 ② 二項分布内で特定の傾向がないこと。なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。	
	(3-2 施設の公表について) ③ 試料が特に均一であると判断された施設名並びに、都道府県及び市町村を記載した所在地を整理し、ホームページに掲載する等関係者が隨時縦覧できるよう必要な措置を講じること。	

④ 上記③を整理する際に、判断した試料データ及び判断を行った者等根拠資料の保存を規定すること。

(3-3 検査方法について)

⑤ 簡素化された抽出方法により実施する条件とその方法を規定すること。

⑥ 均一性が認められない場合は、標準抽出方法を定める告示第一の一の（一）及び（二）並びに第二の（一）に定められた抽出方法によることを規定すること。

⑦ 均一性が確認された大規模乾燥調製貯蔵施設等においては、検査請求を受けたロットから採取したサンプルについて、合成・縮分する前に品質が均一で特定の傾向がないか確認する旨を規定すること。

(3-4 試料の採取方法について)

⑧ 試料が特に均一と判断されたロットからの試料の採取方法を規定すること。

(農産物検査の業務の実施方法)

第17条 農産物検査員は、検査場所の環境が第35条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第35条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

鑑定方法及び標準計測方法に従って適正に行うことを規定していること。

国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合を除く。以下同じ。）の環境点検の確認を行うことを規定するとともに、実施方法を別に規定していること。

(検査証明)

第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。

1 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。

2 検査証明書又は検査証明事項をQRコード、バーコード、RFID等照会コードを用いて電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合は、その取扱方法を業務規程に規定すること。

3 上記2を規定する場合には、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その内容を業務規程とともに保存すること。

4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋等を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。

(農産物検査の結果の通知等)

第19条 農産物検査員は、様式〇号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。

農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式を定めること。

なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。

- (1) 請求者氏名及び住所
- (2) 検査結果別数量
- (3) 格付理由
- (4) 検査年月日

(帳簿の作成及び保存)

第20条 本会は、様式〇号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

- 1 帳簿の様式は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第22条第2項に定める事項が網羅されていること。
- 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。
- 3 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。
- 4 本マニュアル中の様式に囚わられず実際に保存される様式であること。
- 5 複数の抽出方法によりサンプリングを行った場合、抽出方法ごとに帳簿を作成・保存しておくこと。

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第21条 検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。

一 ○○

イ キログラムを超えるキログラム以下の包装のもの	1包装につき	円
ロ キログラム以下の包装のもの	1包装につき	円
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	円

二 ○○

イ キログラムを超えるキログラム以下の包装のもの	1包装につき	円
ロ キログラム以下の包装のもの	1包装につき	円
ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	円

(検査手数料の収納方法)

第22条 検査手数料は、○○により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、○○、○○若しくは○○又は○○により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(検査手数料)

- 1 検査手数料が、農産物検査に係る実費を適切に反映したものであること。
- 2 特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。
- 3 単純な算定方法以外の算定方法を用いて検査手数料の額を決定する場合、その算定方法を記載すること。

(費用の負担等)

第23条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改裝に要する費用を要求するものとする。

(検査手数料の納入方法)

- 1 収納の方法が、検査手数料を明瞭かつ確実に収納できるものであること。
- 2 納入方法は、一般的に行える納入方法とし、一部の受検者のみが行える収納方法は、原則としていないこと。
- 3 流通経費、共同計算等の当該業務規程のなかで同じまない用語が使用されていないこと。

(費用の負担等)

- 1 請求者に対して過大な負担を求めるものでないこと。
- 2 特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。

(組織)

第24条 本会の農産物検査を行う組織は、別紙〇のとおりとする。

- 1 組織規程等により組織の権限、責任及び業務分担がわかること。
- 2 最高責任者（会長）からの指示系統が明確に示さ

(会長の責任)

第25条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(会長の権限の委譲)

第26条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

(農産物検査員の任命)

第27条 会長は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。
2 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。
3 会長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第28条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。
2 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。
3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。
4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第29条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第30条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的に実施するものとする。
2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(不適切な行為の防止等)

第31条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。
2 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちに

れていること。

3 農産物検査員の氏名、農産物検査を行う種類及び区域について整理されていること。

(会長の責任)

1 農産物検査における会長の役割及び責任を規定していること。
2 必要に応じて会長の代理者を置いていること。
備考：経営資源とは、人、物、財をいう。

(会長の権限の委譲)

権限を委譲する場合は、権限委譲の範囲、方法等を権限委譲規程により規定していること。

(農産物検査員の任命)

1 任命の基準が登録要件と整合していること。
2 農産物検査員は、農産物検査法、農産物規格その他関係法令に精通していること。
3 宣誓書を交わしていること。
4 指導的農産物検査員は、地方農政局長が行う程度統一会等に参加するとともに、農産物検査員を指導できる者を指名する。

(農産物検査員の職務)

1 農産物検査員の職務の範囲を明確にしていること。
2 農産物検査員が登録検査機関の指揮命令下で公正に職務を行うことが明確にされていること。
3 必要に応じて訓練を行っていること。
4 機密保持の取り決めがあること。

(農産物検査員の教育及び訓練)

登録検査機関としての農産物検査員の教育及び訓練に関する取組が明記されていること。

(内部監査)

1 計画的かつ定期的に内部監査を実施していること。
2 内部監査規程においては、監査の方法、頻度、内部監査員の資格、監査結果の改善手順等について規定すること。

(不適切な行為の防止等)

1 不適切な行為の予防及び是正についての取り決めがあること。
2 不適切な行為が見つかった場合、直ちに是正するとともに、知事へ報告することを明記していること

これを是正するとともに、速やかに福岡県知事（以下「知事」という。）に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(県又は国による調査の受け入れ)

第32条 本会は、県又は国による調査があつたときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第33条 本会は、県又は国が主催する会議等への参加要請があつたときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第29条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

第34条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所の点検)

第35条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

2 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

一 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合
施設の担当部局が環境点検を定期的に実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合

農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

3 罰則規定を設ける場合は、定款等と整合性がとれていること。

(県又は国による調査の受け入れ)

県又は国が行う調査を受け入れること。

(指導的農産物検査員の役割)

県又は国が主催する会議等へ参加することを明記すること。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理することが規定されていること。

(機械器具等及び検査場所の点検)

1 機械器具等の保守点検を定期的に実施することを規定していること。

2 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（農産物検査の対象が飼料用のみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。）の環境を以下により適切に維持・管理が行われていることを確認した上で農産物検査を実施するものであることを規定していること。

(1) 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用している場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的に実施し、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施することを規定していること。

その際、当該登録検査機関が所有する施設が食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類を確認することで環境点検を省略することを業務規程に規定することも可能とする。

〈環境点検の主な項目〉

- ・ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善
- ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録作成及び保存（施設の管理日誌等）

(2) 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合は、5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認することを規定していること。

<p>(等級証印の管理)</p> <p>第36条 等級証印を適切に管理するものとする。</p> <p>第36条の2 広域登録検査機関は、農産物検査法第13条第2項に規定する紛らわしい表示とならないよう、登録検査機関が定める業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。</p> <p>(等級証印の不正使用等)</p> <p>第37条 本会の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。</p> <p>2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の報告)</p> <p>第38条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第39条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に關し必要な事項は、別に会長が定めるものとする。</p> <p>制 定 平成〇〇年〇月〇日 一部改正 平成〇〇年〇月〇日</p>	<p>(等級証印の管理)</p> <p>等級証印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。</p> <p>(等級証印の不正使用等)</p> <p>1 不正使用に対して適切な対応をしていること。</p> <p>2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、知事の要請による調査等に協力すること。</p> <p>(農産物検査の結果の報告)</p> <p>検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。</p> <p>(その他)</p> <p>適切に文書化されており、内容がこの規程と矛盾しないこと。</p>
---	---

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額							

2 希望受検場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法

第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）
第6条の品位等検査（麦の品位等検査）
第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）

を受けたいので、請求します。

年　月　日

検査請求者

住　　所

氏名又は名称

(登録検査機関)

名　　称

代表者氏名

殿

様式第〇号

環境点検実施状況確認簿

样式第4-1号

内産農作物帳台査定者別記求説査定檜木(内産農作物)

農産物検査を請求した者の氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）

(注) 1 突破壊については、（注）1でん粉については会計年度ごとに、それ以外の農産物については生産年度ごとに作成する。

この谷轍量については、容積証明を行った場合は、記入すること。なお、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の品目立の規格に設定されていない種類

検査請求者別検査台帳（国内産農産物の品位の測定結果）

検査請求者別検査台帳（期間経過毎の品位の測定結果）

農産物検査に係る内部監査要領

登録検査機関 ○○○○

(趣旨)

第1条 (登録検査機関名) における監査は、この要領の定めるところによって行うものとする。

(目的)

第2条 監査は、農産物検査に係る事務所及び農産物検査員が諸規程、要領等に基づき適正な業務が実行されているかを明らかにし、登録検査機関としての信頼性の確保を図ることを目的とする。

(監査の実施者)

第3条 監査は、本組合の職員で○○○○及び○○○○を監査員として行うものとする。

(監査の時期)

第4条 監査は、毎年1回○月に行うものとする。

(監査の方法)

第5条 監査員は、別表に定める監査事項に係る帳簿書類、その他必要とされる資料の提示若しくは説明を求め、又現品等を確認して行うものとする。

(監査結果の改善等)

第6条 監査の結果、不適正な事項が指摘された場合は、速やかに改善措置を講ずるとともに、必要に応じて福岡県知事に対して指導を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定められていない事項については、○○○が指示して対処することとする。

附則 この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

別表

年度 登録検査機関内部監査実施野帳

1. 監査実施年月日： 年 月 日

2. 監査員氏名

3. 監査結果

監査事項	調査内容	監査結果	特記事項
検査請求に基づき遅延なく検査が行われているか。		適・不適	
帳簿の記載内容及び整備状況は適正に行われているか。		適・不適	
検査結果の報告が適正に行われているか。		適・不適	
検査員の知識、技能の向上に必要な措置を講じているか。		適・不適	
検査器具、その他設備の保守点検が適正に行われているか。		適・不適	
検査請求書が適正に管理されているか。		適・不適	

以上、監査結果に相違ないことを認めます。

監査員

監査員

農産物検査用等級証印の取扱要領

登録検査機関 ○○○○

農産物検査に使用する等級証印については、他の器具器材と違い検査証明に使用するものであるため、不正使用、偽造防止及び検査証明の信頼性の確保を図る観点から、この要領に定めるところによるものとする。

1. 等級証印の管理

(当社) の所有する等級証印は、(代表取締役) が指名する者が責任を持って管理・保管をすることとする。

- (1) 等級証印の印数は、常に把握し、受け払いを明確にする。
- (2) 等級証印は、原則として農産物検査員が検査するとき以外は保管場所から持ち出さない。
- (3) 保管場所から持ち出すときは、保管管理簿等に明確に整理する。
- (4) 使用不可能となった等級証印は、偽造防止のため (○○○○) が責任を持って廃棄処分をする。

2. その他

この要領に定められていない事項については、(代表取締役) が指示して対処する。

宣 誓 書

私は、農産物検査員として公正かつ誠実に農産物検査を行うべき責務を深く自覚し、並びに農産物検査法に基づく命令の規程を遵守し、職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名

【記載例】検査機関登録台帳からの抹消、検査員証が返納できる場合

様式第9号-1

○○年△△月□□日

福岡県知事 殿

所 在 地 福岡県△△市○○1-2-3

登録検査機関名 ×○×○検査協会株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

抹消する理由(退職、異動、死亡等)を記載する。

検査機関登録台帳の登録抹消願書

農産物検査員が **退職** したので、下記のとおり関係証書を返納し、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）別記様式第18号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名

● ● ● ●

2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号

農産物検査員証 第k○○○○○○○○号

3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

上記返納できない理由に相違ありません。

検査員証が返納できる場合は記載しない。

登録検査機関検査担当者
氏名

【記載例】検査機関登録台帳からの抹消、検査員証が返納でない場合

様式第9号-2

○○年△△月□□日

福岡県知事 殿

所 在 地 福岡県△△市○○1-2-3

登録検査機関名 ×○×○検査協会株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

抹消する理由(退職、異動、死亡等)を記載する。

検査機関登録台帳の登録抹消願書

農産物検査員が **退職** したので、下記のとおり関係証書を返納し、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）別記様式第18号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名

● ● ● ●

2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号

農産物検査員証 第k○○○○○○○○号

検査員証が返納できない場合は、
理由を詳細に記載する。

3. 農産物検査員証が返納できない場合の**理由**

農産物検査員が検査時に使用するカバンの中に入れていたが、検査場所と事務所の移動において紛失しました。

上記返納できない理由に相違ありません。

登録検査機関検査担当者
氏名

【記載例】検査員名簿から抹消する場合

様式第9号－3

○○年△△月□□日

農林水産大臣 殿

農産物検査員
氏 名

農産物検査員名簿抹消願書

農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿から抹消願います。

農産物検査員は、農産物検査員名簿（大臣名簿）からの抹消を希望する場合は、本様式を作成し九州農政局に提出する。

なお、九州農政局において、検査員名簿から抹消するに当たり、氏名及び住所等を確認する必要があることから、免許証、住民票等の写しを添付する。

ただし、検査機関登録台帳の登録抹消願書と併せて農産物検査員名簿から抹消する場合は、氏名及び住所等を確認するための書類の添付は不要とする。

【参考様式】

年　月　日

福岡県知事 殿

住 所
名 称
代 表 者 名

登録更新に係る添付書類の省略について

登録検査機関の登録更新にあたり、過去に提出した下記の書類に変更がなかったため、添付書類を省略します。

記

書類名	直近の提出年月日	直近の申請等の種類	備考
	年　月　日		

(参考：登録通知書)

様式第2号

地域登録検査機関の登録通知書

住所	福岡県△△市○○1-2-3
名称並びに 代表者の氏名	×○×○検査協会株式会社 代表取締役 ○○ ○○
登録の区分	品位等検査
農産物検査を行う 農産物の種類	国内産 (もみ・玄米)
農産物検査を行う区域	福岡県
登録番号	第△△-△△号
登録年月日	○年○月○日
登録の有効期間	○年○月○日～○年○月○日

農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、登録検査機関の登録をしたことを通知します。

○年○月○日

福岡県知事

印

【作成例】登録通知書の紛失

年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地 福岡県△△市○○1-2-3
登録検査機関名 ×○×○検査協会株式会社
代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

返納が必要となる登録更新、変更登録、業務廃止の文言を記載する。

紛失届

当機関の **登録更新** に伴い提出すべき **登録検査機関の登録通知書** について、紛失しましたので届け出ます。

なお、当該登録通知書が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

紛失した理由を詳細に記載する。

事務所内に掲示していたが、事務所の内装改修作業中に紛失しました。

上記、紛失理由に相違ありません。

(参考：農産物検査員証)

表

第 k ○○○○○○○○号（国内産）

農産物検査員証

登録検査機関の名称 ×○×○検査協会株式会社
氏 名 ○○ ○○
検査を行う区域 福岡県
農産物の種類 もみ・玄米

上記の者は、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。

○年○月○日

福岡県知事

印

裏

農産物検査法抜粋

（農産物検査の義務等）

第20条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。

2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。

（改善命令）

第23条 農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第1項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

留意事項

- ① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。
- ② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

※備考：用紙の大きさは、縦 55mm、横 91mm とする。

【記載例】

様式第8号

○年○月○日

福岡県知事 殿

所 在 地 福岡県△△市○○1-2-3
登録検査機関名 ×○×○検査協会株式会社
代 表 者 名 代表取締役 ○○ ○○

再交付願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 ●●●●について、農産物検査員証を紛失しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

農産物検査員が検査時に使用するカバンの中に入れていたが、検査場所と事務所の移動において紛失しました。

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員

住所 福岡県□□市○○2-1-3
氏名 ○○ ○○

2 変更登録

地域登録検査機関の「変更登録」時に必要な申請書類 と審査・確認における注意事について

1 申請書類

地域登録検査機関の変更登録申請書（様式第1－3号）

● P50, 51 参照

【注意事項】

ア 申請に使用する様式は、福岡県農産物検査機関の登録等に関する事務要領に定められた様式とする。

イ 様式中、登録の区分の「成分検査」の語句については、必要に応じて二重線で抹消又は項目自体を記載しない。

ウ 変更となる箇所に下線を引く。

エ 変更登録と併せて、農産物検査員を変更（追加、抹消及び農産物の種類等）する場合は、登録事項変更届出書（様式第2号）の提出は必要としない。

なお、変更内容がわかるよう別表として農産物検査員の新旧対照表（変更前、変更後：変更箇所に下線）を整理して提出する。 ● P8 参照

2 添付書類

(1) 農産物検査事業にかかる事業計画又は収支計算に関する書類 ● P9 参照
(申請日の属する事業年度及び翌事業年度)

【注意事項】

変更登録に伴って見込まれる事業計画又は収支計算等を提出する。

なお、変更する事業（農産物の種類）だけでなく、農産物検査事業すべての事業計画又は収支計算等を提出する。

(2) 検査場所に関する書類 ● P11～13 参照

【注意事項】

変更に伴い検査場所を追加する場合は、追加する検査場所に関する書類を提出する。

(3) 農産物検査に必要な機械器具の写真 ● P17, 18 参照

【注意事項】

変更に伴い機械器具に変更がある場合は、追加した機材の写真等を提出する。

(4) 登録手数料

ア 登録区分の増加に係るもの（成分検査の追加） 15万円

イ 農産物の種類及び検査区域の増加に係るもの 3万円

【注意事項】

「検査区域」増加の場合は広域登録検査機関としての申請となるため、国の申請手続マニュアルに従い九州農政局にて申請処理を行うこととなる。

変更登録に係る登録手数料は、「登録区分」、「農産物の種類」の増加に対して徴収する。（減らす場合は徴収しない。）

なお、「農産物の種類」を複数増加した際も手数料は一律で3万円となる。

(5) その他

○変更登録に伴い改正された業務規程

【注意事項】

変更登録に伴い業務規程を変更した場合は、業務規程変更届出書と併せて、変更箇所がわかるよう変更箇所を抜粋して新旧対照表（変更箇所に下線を引く。）を作成するとともに、変更後の業務規程を一式提出する。 ● P60, 61 参照

変更登録に併せて農産物検査員を追加した場合

- ア 農産物検査員と登録検査機関の関係を証明する書類（職員証明、雇用証明など）
イ 宣誓書

● P 39 参照

変更登録に併せて農産物検査員を抹消した場合

- ア 検査機関登録台帳の登録抹消願書（様式第9号－1、2）
イ 農産物検査員名簿抹消願書（様式第9号－3）

● P 40, 41 参照

● P 42 参照

3 変更登録に当たり返納する書類

- ア 登録検査機関の登録通知書

● P 44 参照

【注意事項】

変更登録において、前回（新規登録、登録更新、変更登録）交付された「登録通知書」を返納する。

なお、返納できない場合は、紛失届を提出する。

● P 45 参照

イ 農産物検査員証

● P 46 参照

【注意事項】

変更登録において、「農産物の種類」及び「検査区域」に変更が生じた農産物検査員が所持する農産物検査員証を返納する。なお、返納できない場合は、様式第8号により再交付願（紛失届）を提出する。

● P 47 参照

また、変更登録に併せて農産物検査員を抹消する場合も返納する。

地域登録検査機関の変更登録申請書

年　月　日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県△△市○○1-2-3
名 称 ×○×○検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので申請します。

名 称	×○×○検査協会株式会社		
		名 称	所 在 地
主たる事務所	×○×○検査 協会株式会社	福岡県△△市○○1-2-3	000-000-0000
従たる事務所	×○×○検査協 会株式会社△△ 支店	福岡県▲▲市●●5-6	000-000-0000
登録の区分	品 位 等 檢 査		
農産物の種類	国内産 (もみ、玄米、そば)		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
無			
備 考	農産物検査で略称を使用する場合は「×○×○検協」を使用 農産物検査において、検査証明等に略称を使用する場合はその旨を記載する。		

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
福岡県	米穀	有・無	100トン・100トン
	米穀	有・無	100トン・50トン
	そば	有	<u>10</u> トン・10トン
農産物検査を行おうとする区域は、県名を記載。種類は、米穀・麦類・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉の別に記載。包装の有無は、紙袋ー「有」、ばらー「無」と記載（フレコンは「ばら」）。検査見込数量はトン換算で記載。※追加した箇所には下線を引く。			
農産物検査員 別紙で整理して添付も可			
氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
○○ ○○ ●● ●●	福岡県▲▲市○○1-2-3 福岡県▲▲市○○5-1	国内産（玄米、そば） 国内産（玄米）	福岡県 福岡県
検査を行う農産物の種類は、国内産又は外国産の別及び農産物の種類を記載（もみ・玄米・精米・小麦・大麦・はだか麦・大豆・小豆・いんげん・かんしょ生切干・そば・でん粉）※追加した箇所には下線を引く。			
機械器具その他の設備の整備状 別紙で整理して添付も可			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
×○×○検査会株式会社 ○○倉庫	穀刺（紙袋用）	2	所有
	穀刺（フレコン用）	1	所有
	カルトン	20	所有
	はかり	2	所有
	パーレスト	1	所有
	ライスタm2	1	所有
	PM-630（そば用）	1	所有
農産物検査を行う種類によって、整備する器具器材が異なるので注意する。 「農産物検査に必要な器具器材一覧」を参照 ※追加した箇所には下線を引く。			
農産物検査を行おうとする区域		事務所の名称	
福岡県		×○×○検査協会株式会社 ×○×○検査協会株式会社◇◇支店	

3 業務休止・業務廃止

地域登録検査機関の「業務休止」及び「業務廃止」時に必要な申請書類と審査・確認における注意事項について

1 業務休止の場合

ア 申請書類

地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書（様式第3号）

● P54 参照

【注意事項】

申請に使用する様式は、福岡県農産物検査機関の登録等に関する事務要領に定められた様式とする。

イ 記載上の注意事項

(1) 休止の開始日及び期間

【注意事項】

休止開始月日及び休止する期間を記載する。なお、休止期間は最長1年とする。

(2) 休止の理由

【注意事項】

休止する理由を明確に記載するとともに、休止期間における対応も記載する。

ウ 提出書類

休止の開始日が含まれる期間の農産物の検査結果報告書

2 業務廃止の場合

ア 申請書類

地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書（様式第3号）

● P55 参照

【注意事項】

申請に使用する様式は、福岡県農産物検査機関の登録等に関する事務要領に定められた様式とする。

イ 記載上の注意事項

(1) 廃止の開始日

【注意事項】

廃止の予定日を記載する。

(2) 廃止の理由

【注意事項】

廃止の理由を明確に記載する。

ウ 提出書類及び返納書類

(1) 業務の廃止日が含まれる期間の農産物の検査結果報告書

(2) 登録検査機関の登録通知書

● P44 参照

【注意事項】

前回（新規登録、登録更新、変更登録）交付された「登録通知書」を返納する。

なお、返納できない場合は、紛失届を提出する。

● P45 参照

(3) 検査機関登録台帳の登録抹消願書（様式第9号-1、2）

・農産物検査員証が返納できる場合（様式第9号-1）

● P40 参照

・農産物検査員証が返納できない場合（様式第9号-2）

● P41 参照

(4) 農産物検査員名簿抹消願書（様式第9号-3）

● P42 参照

【注意事項】

検査機関登録台帳の登録抹消願書と併せて、国が管理する農産物検査員名簿から抹消する場合は提出する。

(5) 農産物検査員証

● P 46 参照

【注意事項】

農産物検査員証を返納できない場合は、様式第 9 号－2 の検査機関登録台帳の登録抹消願書内の紛失理由を詳細に記載する。

● P 41 参照

(記載例：業務休止)

様式第3号

○年○月○日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県○○市○○1-2-3
名 称 ×○×○検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

地域登録検査機関業務休止~~（廃止）~~届出書

登録検査機関の業務を下記のとおり 休止 したいので、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定に基づき届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

福岡県○○市○○1-2-3
×○×○検査協会株式会社

2 休止の開始日及び期間~~又は廃止の予定期日~~

○年○月○日から1年間

3 休止~~又は廃止~~する理由

- (例1) 所属する農産物検査員（1名）が退職し、農産物検査業務が実施できないため。
なお、休止期間中において、農産物検査員を育成し、早急に農産物検査業務を再開できるようにします。
- (例2) ○年産米穀の検査請求が見込めないため。
なお、休止する期間において、農産物検査の事業計画を再検討し、検査請求者の確保を行い、早急に農産物検査業務を再開できるようにします。

(記載例：業務廃止)

様式第3号

○年○月○日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県○○市○○1-2-3
名 称 ×○×○検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

地域登録検査機関業務~~休止~~（廃止）届出書

登録検査機関の業務を下記のとおり 廃止 したいので、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定に基づき届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

福岡県○○市○○1-2-3

×○×○検査協会株式会社

2 ~~休止の開始日及び期間又は廃止の予定日~~

○年○月○日

3 ~~休止又は廃止する理由~~

（例1）今後、検査請求が見込めないため。

（例2）農産物検査員が退職したことにより、農産物検査業務が実施できないため。

（例3）事業内容の見直しにより、農産物検査業務を廃止することになったため。

（例4）当法人を廃業することになったため。

4 登録事項変更

地域登録検査機関の「登録事項変更」時に必要な申請書類 と審査・確認における注意事項について

1 申請書類

登録事項変更届出書（様式第2号）

（記載例）名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更

● P57 参照

（記載例）農産物検査員に係る変更

● P58 参照

【注意事項】

ア 申請に使用する様式は、福岡県農産物検査機関の登録等に関する事務要領に定められた様式とする。

イ 農産物検査員を変更する場合、別表を用いて変更内容がわかるよう農産物検査員の新旧対照表（変更前、変更後：変更箇所に下線）を整理することでも可能とする。

● P8 参照

2 提出書類

ア 登録検査機関の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更の場合

（法第17条第4項第2号に関すること）

登記事項証明書（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書）など

【注意事項】

基本的に登記事項証明書とするが、変更内容がわかる理事会議事録や総代会資料等でも可能とする。

イ 農産物検査員に係る変更（追加、抹消、氏名及び住所変更）の場合

（法第17条第4項第7号に関すること）

○追加する場合

（1）変更内容がわかる新旧対照表

● P8 参照

（2）農産物検査員と申請者の関係を証明する書類（職員証明、雇用証明など）

（3）宣誓書

● P39 参照

○抹消する場合

（1）変更内容がわかる新旧対照表

● P8 参照

（2）検査機関登録台帳の登録抹消願書（様式第9号-1, 2）

● P40, 41 参照

（3）農産物検査員名簿抹消願書（様式第9号-3）

● P42 参照

（4）抹消する農産物検査員の農産物検査員証

● P46 参照

○名前、住所を変更する場合

（1）変更内容がわかる新旧対照表

● P8 参照

【注意事項】

変更内容がわかる新旧対照表は、変更者のみを抜粋して記載するのではなく、所属する農産物検査員全員を記載する。（登録内容に間違いがないか確認するため。）

(作成例) 主たる事務所の所在地、名称、代表者の変更

様式第2号

○年○月○日

福岡県知事 殿

変更後の住所、名称または代表者名により届け出る。

住 所 福岡県△△市××10
名 称 福岡〇〇検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 □△ ●

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

直近に通知された登録通知書に記載された登録番号及び登録年月日を記載する。

登録番号	〇〇一〇〇	登録年月日	○年○月○日
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
法第17条第4項第2号に関すること	〇年〇月〇日	(例1:所在地) 福岡県△△市 <u>〇〇1-2-3</u> (例2:名称) <u>×〇×〇</u> 検査協会株式会社 (例3:代表者) 代表取締役 <u>〇〇〇〇</u>	福岡県△△市××10 福岡〇〇検査協会株式会社 代表取締役 <u>□△●</u>
法第17条第4項第6号に関すること		事実が発生した年月日を記載する。	
法第17条第4項第7号に関すること		変更前、変更後の主たる事務所の所在地、名称又は代表者名を記載する。 (変更箇所に下線を引く。)	

(作成例) 農産物検査員に係る変更

様式第2号

○年○月○日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県△△市○○1-2-3
名 称 ×○×○検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第17条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	○○一〇〇	登録年月日	○年○月○日
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
法第17条第4項第2号に関すること		直近に通知された登録通知書に記載された登録番号及び登録年月日を記載する。	
法第17条第4項第6号に関すること		退職・異動等より事実が発生した日を記載する。	
法第17条第4項第7号に関すること	○年 ○月○日	別紙のとおり	別紙のとおり

農産物検査員の変更内容（追加、抹消、名前、住所、検査を行う種類等）を記載する。

なお、別紙により新旧対照表を用いて整理することでも可能（変更箇所には下線を引く）。

5 業務規程変更

地域登録検査機関の「業務規程変更」時に必要な届出書類 と審査・確認における注意事項について

1 届出書類

業務規程変更届出書

● P 60 参照

【注意事項】

- ア 届出に使用する様式は、福岡県が参考作成したものを活用する。
- イ 業務規程変更は、他の申請とは異なり届け出ることで変更した内容により農産物検査業務を行えることから、改正を行った場合は速やかに提出する。

2 提出書類

- (1) 変更内容がわかる新旧対照表

● P 61 参照

【注意事項】

変更内容がわかるよう変更箇所を抜粋して新旧対照表（変更箇所に下線を引く。）を作成し提出する。

- (2) 変更後の業務規程

【注意事項】

変更した業務規程について、別紙等も含めて一式提出する。

- (3) その他の提出書類等

【注意事項】

業務規程に記載する検査場所の追加を行った場合は、検査場所に関する書類を提出する。

● P 11～13 参照

(作成例)

○年○月○日

福岡県知事 殿

住 所 福岡県△△市○○1-2-3
名 称 ×○×○検査協会株式会社
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

業務規程変更届出書

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、業務規程を変更しましたので届け出ます。

記

1 変更月日 ○年○月○日

2 変更事項

- 一 農産物検査の業務の実施方法に関する事項
- 二 農産物検査に係る手数料の額に関する事項
- 三 農産物検査に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 四 農産物検査を行う時間及び休日に関する事項
- 五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所に関する事項
- 六 農産物検査の受付の条件に関する事項
- 七 農産物検査の受検のための準備に関する事項
- 八 農産物検査員の配置に関する事項
- 九 機械器具その他の設備の保守点検に関する事項
- 十 農産物検査の請求書の保存に関する事項
- 十一 帳簿の備付けに関する事項
- 十二 その他

変更内容に応じて変更事項番号に○印を付す。

(作成例)

業務規程変更に係る新旧対照表

登録検査機関 ○○○○○

新	旧
<p><抜粋></p> <p>第○条 (○○○○)</p> <p>1 。 2 。 3 。 4 . . <u>(. . . . 、)</u> .</p> <p>第○条 (○○○○)</p> <p>1 。 2 。 <u>3</u></p>	<p><抜粋></p> <p>第○条 (○○○○)</p> <p>1 . <u> . . (.)</u> . . . 。 2 。 3 。 4</p> <p>第○条 (○○○○)</p> <p>1 。 2</p>
○年○月○日 一部改正	

6 その他

1 農産物検査に用いる機械器具の追加購入及び更新等をした場合

【注意事項】

登録等申請時に届け出たものから変更（台数増減又は更新）が生じた場合は、基本的に登録検査機関において数量等の管理を行うものとし、その都度届け出る必要はない。次回の登録更新や変更登録の際に数量を整理し、申請書に記載する。

2 農産物検査証を紛失した場合

【届出書類】

再交付願（紛失届）（様式第8号）

● P 47 参照

3 業務規程に規定する「水稻うるち玄米DNA分析実施規程」

【注意事項】

検査を行う農産物の種類に「玄米」がある登録検査機関は、業務規程内にDNA分析実施に係る規程（要領、要綱等）を規定する。

（作成書類：DNA分析実施規程、分析同意書、分析管理簿）

● P 63～65 参照

水稻うるち玄米DNA分析実施規程

1 目的

水稻うるち玄米のDNA分析（以下「DNA分析」という。）は、検査対象品種に異品種の混入が視覚により認められた場合又は異品種の混入の有無が視覚により判断できない場合において、異品種の混入率を確認するために行うものとする。

2 DNA分析機関の選定

DNA分析機関の選定に当たっては、DNA分析を迅速に実施することができ、かつ、その判別結果に高い信頼性を有する分析機関を選定するものとする。

3 DNA分析管理簿の整理

検査請求者から（別記様式1号）によるDNA分析同意書の提出があったときは、（別記様式2号）のDNA分析管理簿へ整理するものとする。

なお、（本会）は、検査請求者に対し、DNA分析に要する日数、費用及び支払方法その他必要な事項を説明するものとする。

4 DNA分析試料の採取

DNA分析を行う試料（以下「DNA分析試料」という。）は、農産物検査に関する基本要領（21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知）別紙7成分検査の実施マニュアルのIの第1に準じて採取を行うものとする。なお、品位等検査のために採取した試料がある場合は、当該試料をDNA分析試料とする。

5 DNA分析試料を採取した検査荷口の保管

4によりDNA分析試料を採取した検査荷口は、DNA分析結果を踏まえた銘柄検査が終了するまでの間、（本会）が適切に保管するものとする。

6 DNA分析結果の検査請求者への連絡及び保管

DNA分析機関から、DNA分析結果の通知があったときは、検査請求者に分析結果の通知の写しを送付するものとする。また、正本は（本会）において保管するものとする。

7 DNA分析に要する費用

DNA分析に要する費用については、業務規程に定める検査手数料とは別に、検査請求者に求めることができるものとする。

制定 ○年○月○日

D N A分析同意書

種類	年産	品種	包装	量目	数量	備考

上記について、D N A分析を行うことに同意します。

年　月　日

請求者
住所
氏名又は名称

(登録検査機関) 名称
代表者氏名 殿

〇〇年産水稻うるち玄米DNA分析管理簿

別記様式2号

登録検査機関 株式会社 〇〇〇〇